答 申 第 148 号 平成16年 3月 5日

千葉県教育委員会 委員長 伊藤 潔 様

> 千葉県情報公開審査会 委員長 麻生 肇

異議申立てに対する決定について (答申)

平成9年11月18日付け教高第237号による下記の諮問について、次の とおり答申します。

記

平成9年7月12日付けで異議申立人から提起された平成9年7月8日付け 教高第17号の120で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決 定について

答申

1 審査会の結論

千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)は、本件異議申立ての対象となった公文書のうち、「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄の記載の部分を除き公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨は、実施機関が平成9年7月8日付け教高第17号の 120で行った「高校教育課職員○○○の旅行命令票 平成6年度4月 分外30件」(以下「本件文書」という。)の非公開決定(以下「本件決 定」という。)の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本件公文書は、本件職員の千葉県教育委員会の指揮監督下での行動に ついての記録であり、「千葉県教育委員会に関する情報」にほかならな い。

実施機関は、「個人に関する情報」に公人の情報と私人の情報とを混同しているが、それは誤りであって、本件職員の出張記録は、公人としての公務の記録であるから、旧千葉県公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第11条第2号本文の「個人に関する情報」には該当しない。

- イ 「級・号給」についても、公務員の公務に付随する情報であるから、 たとえ個人の収入に関する情報であるとしても、直ちに「個人に関する 情報」であるということはできない。
- ウ 本号は、「個人に関する情報」と「特定個人が識別され得る情報」という2つの要件からなっており、この2つの要件は包含関係にはない。

仮に、実施機関が主張するように「個人に関する情報」は個人に関するすべての情報であるとし、「特定個人が識別され得る情報」は「個人情報である」というのであれば、本号は1つの要件で事足りるはずであり、「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」という括 弧書も不要のはずである。

エ したがって、実施機関が、本件は個人を特定した請求であること、つ

まり本件公文書に記録された情報が「特定個人が識別され得るものである」ということのみで本号に該当するとしたことは違法である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

以下のとおり、本件公文書に記録された情報は旧条例第11条第2号に該当し公開しないことができるものである。

(1) 旧条例第11条第2号本文該当性

ア 本号でいう「個人に関する情報」とは、思想、信条、職業、学歴、収入、 資産、健康状態、病歴、家族関係、生活記録等公務員の公務に関する情報 であるか否かを問わず、個人に関するすべての情報をいうものであり、公 務員の個人に関する情報とその他の個人に関する情報とを区別して、公開 ・非公開の判断を行うようには定めていないものである。

イ 本件公開請求は、本件職員の出張状態が判明する文書を請求するもので、 本件職員個人を特定したものである。したがって、本件文書に記録された 情報は、特定個人が識別される情報であることは明らかである。

このような個人を特定した公開請求の場合には、本件公文書に記録された情報は、そのすべてが特定個人を識別し得る情報となるものである。

(2) 旧条例第11条第2号ただし書該当性

本件公文書は、行政の内部管理を目的として作成されたものであって、 実施機関内部における旅行命令権の行使に関する情報が記録されており、 次のとおり本号ただし書には該当しない。

- ア 何人でも閲覧できるとしている法令等の規定はないことから、ただし 書イには該当しない。
- イ 県の事務事業の執行上県民が知り得ることが予定されている情報とは 認められず、公表を目的として作成された情報ではないことから、ただ し書口に該当しない。
- ウ 法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成したものではなく、また、県民の生命、身体、健康、生活等を保護し、公共の安全を確保するために公開する公益上の必要がある情報ではないことから、ただし書いに該当しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、旅行命令権者が職員に旅行命令を発する際等に使用される旅行命令票であり、旅行命令を受ける職員ごとに作成され、勤務部課(所)・在勤 公所・住所欄、給料表の種類欄、職名欄、級・号給欄、氏名欄、用務欄、発令年月日欄、旅行年月日欄、旅行先欄の各欄に旅行命令に係る所要事項が記載されているほか、各旅行命令ごとに計算された旅費額及び当該旅行命令票に整理された旅費の合計や旅費請求額が記入されている。また、旅費請求者の記名、押印のほか命令受領者、旅行命令権者、計算者、及び調査者等の印影が記録されている。

実施機関は請求に対応するものとして、高校教育課職員〇〇〇〇に係る34枚の旅行命令票を特定したうえ、旧条例第11条第2号に該当するとして、その全てを非公開とした。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 基本的な考え方

(ア) 旧条例は県政に対する県民の理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、そのために県民に公文書の公開を請求する権利を明らかにすることとしており(第1条)、実施機関に対し、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしつつも、公文書の公開を請求する県民の権利を十分尊重して旧条例を解釈運用する責務を負わせている(第3条)。

このように、旧条例は、県の県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものであるところ、県の県政に関する情報の大部分は、職員の職務に関する情報ということができる。そうすると、旧条例が、職員の職務に関する情報が、職員個人の社会的活動としての側面を有することを理由に、それらが記載されている公文書をすべて非公開とすることができるものとしているとは解しがたい

(イ) 本件文書は、高校教育課職員の出張に係る旅行命令票であり、職員の職務に関する情報が記録された公文書である。上記ア(ア)の考え方に立脚して判断すれば、本件文書に記録されている情報のうち、同職員の私事に関する情報以外の情報は、旧条例第11条第2号の非公開情報に当たらないというべきである。

イ 具体的な判断

(ア) 「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄の情報について これらの情報は、旅行命令や旅費請求の内容を成すものではなく、 旅費請求における旅費の算定の前提とするものであり、同職員の「氏名」欄の記載と一体として同職員の私事に関する情報そのものをなすものであるので、旧条例第11条第2号の非公開情報に当たるものと認められる。

(イ) 上記イ(ア)以外の情報について

上記イ(ア)の以外の情報は、いずれも旅行命令や旅費請求の内容に 関するものであり、職員の私事に関する情報を含むとは認められない ことから、旧条例第11条第2号の非公開情報に当たらないものと認 められる。

なお、「氏名」欄の記載については、上記イ(ア)の非公開情報との共通の内容となっているが、この部分に私事に関する情報が含まれていないので、上記イ(ア)以外の情報に含まれるものとして公開すべきものと判断される。

(3) 結論

実施機関は、本件文書のうち、「給料表の種類」欄及び「級・号給」欄の記載の部分を除き公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年	月	日	処 理 内 容
9.	11.	18	諮問書の受理
10.	3.	6	実施機関の理由説明書の受理
1 0.	4.	8	異議申立人の意見書の受理
10.	5.	2 7	審議
16.	1.	2 7	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名		Ż	職業等	備	考	
麻	生		肇	前千葉県住宅供給公社理事長	部会長	
大	友	道	明	弁護士		
瀧	上	信	光	千葉商科大学教授		
横	Щ	清	美	環境パートナーシップちばアドバイザー		

(五十音順:平成16年 1月27日現在)